

平成 29 年 11 月 22 日
海事局海洋・環境政策課

船舶の燃料油規制強化への対応に向けた技術的対応等を官民で検討しました

～第 3 回燃料油環境規制対応方策検討会議の結果報告～

2020 年 1 月から実施される予定の船舶の燃料油中の硫黄分濃度の環境規制強化に関し、官民連携した対応方策を検討するため「燃料油環境規制対応方策検討会議」の第 3 回会合を 11 月 17 日（金）に開催しました。

本会議では、規制に適合しない燃料油の不正防止対策等に関して、関係者間で情報を共有し、意見交換しました。

1. 日時 : 平成 29 年 11 月 17 日（金） 15:00～16:30
2. 場所 : 合同庁舎 4 号館 12 階 1214 会議室
3. 出席者 :
民間側 : 日本内航海運組合総連合会 小比加 恒久 会長
同 田渕 訓生 環境安全委員会委員長
(一社) 日本旅客船協会 加藤 琢二 S0x 対策特別委員会委員長
(一社) 日本船主協会 小野 芳清 理事長
(兼務) (一社) 日本外航客船協会理事長 他
官庁側 : 蒲生 篤実 海事局長 他
4. 議論のポイント
別紙のとおり。

会議資料については、以下の URL に掲載しております。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr7_000010.html

【問い合わせ先】

海事局 海洋・環境政策課 河合、谷口、宮坂
(代表) 03-5253-8111 (内線) 43-902、43-933、43-926
(直通) 03-5253-8118 (FAX) 03-5253-1644

第3回燃料油環境規制対応方策検討会議の議事のポイント

○スクラバーの性能検証について、スクラバーからの排水による海洋環境への影響の有無に関して、以下の点が報告され、今後、報告書を作成するとともに、学識経験者による評価を得ることを検討することになった。

- ・環境基準の厳しい海域において、現在その対象海域を航行している全船舶（外航船、内航船）が100%スクラバーを搭載し、10年間使用を続けたとしても、環境基準の対象物質の濃度上昇は、基準値の100分の1以下のオーダーであること。
- ・対象物質の濃度は、外洋との循環等により10年の間にほぼ一定値となり、より長期的に見ても更に上昇することは見込まれないこと。

○規制に適合しない燃料油の不正防止対策について、以下の点を含む統一的な不正対策のガイドラインの骨子を検討し、我が国から2018年2月の国際海事機関（IMO）の第5回汚染防止・対応小委員会（PPR5）に提案することになった。

- ・高硫黄燃料油を用いる際のスクラバーの適切な使用
- ・海洋汚染防止条約に基づく検査（定期検査や外国船舶に対する検査（PSC））の活用
- ・不正を発見した場合の多国間での情報共有 等